

# 岡山大学学位規則

（平成16年4月1日）  
岡大規則第1号

改正 平成17年2月24日規則第2号

平成17年12月1日規則第9号

平成18年1月26日規則第2号

平成19年2月 1日規則第5号

## （目的）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）第13条第1項の規定に基づき、岡山大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

## （学位）

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位のうちの法務博士（専門職）とする。

## （学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与するものとする。

## （修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位は、本学大学院研究科（以下「研究科」という。）の修士課程又は博士前期課程を修了した者に授与するものとする。

## （博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位は、研究科の博士課程又は博士後期課程を修了した者に授与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、博士の学位は、大学院の博士課程を経ない者であっても、本学に学位論文を提出し、研究科の行う博士論文の審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力があると確認（以下「学力の確認」という。）された者にも授与するものとする。

## （専門職学位の学位授与の要件）

第6条 専門職学位の学位は、専門職学位課程を修了した者に授与するものとする。

## （修士及び博士の学位の申請）

第7条 修士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「修士論文等」という。）を添え、研究科長に提出するものとする。

2 博士の学位の授与を受けようとする者は、所定の学位申請書に次の各号に掲げる書類等を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 一 学位論文
- 二 学位論文の要旨
- 三 論文目録
- 四 履歴書

## （学位論文）

第8条 学位論文は、自著とし、1篇に限る。ただし、参考として他の論文を提出することができる。

2 審査のため必要があるときは、学位論文提出者に、論文の訳文、模型又は標本等の提出を求めることができる。

## （在学者の論文提出の時期）

第9条 学位論文（修士の学位の授与を受けようとする者にあっては、特定の課題についての研究の成果を含む。第12条及び第13条において同じ。）は、在学期間中に提出するものとし、その時期は、各研究科において定める。

#### (審査の付託)

第10条 学長は、博士論文を受理したときは、社会文化科学研究科、自然科学研究科、保健学研究科、環境学研究科又は医歯薬学総合研究科の教授会に、その審査を付託するものとする。

2 前項の規定により審査を付託された教授会は、論文の内容及び専攻科目に関する教員又は准教授の中から審査委員3名以上を選出して、論文の審査及び最終試験又は学力の確認に関する事項を委嘱するものとする。ただし、必要があるときは、教授会の議を通じて、講師を審査委員に充てることができる。

3 前項の規定にかかわらず、学位論文の審査に当たって必要があるときは、教授会の議を通じて、他の大学の大学院又は研究所等の教員等を審査委員として加えることができる。

#### (審査期間)

第11条 修士論文等は、提出者の在学期間に審査を終了するものとする。

2 博士論文は、受理した日から1年以内に審査を終了するものとする。

#### (最終試験)

第12条 最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目につき筆答又は口頭によって行うものとする。

#### (論文の不返還)

第13条 提出された学位論文は、返還しない。

#### (合否の議決等)

第14条 博士論文の審査、最終試験及び学力の確認の合否の議決は、第10条に規定する審査委員の報告に基づいて教授会で行う。

2 前項に規定する合否の議決をするには、教授会の構成員である教員の2分の1以上が出席し、かつ、構成員の2分の1以上であってその定める割合以上の出席を要し、無記名投票により、出席者の半数以上であってその定める割合以上の賛成がなければならぬ。

#### (研究科長の報告)

第15条 教授会又は研究科委員会において修士又は博士の学位を授与すべきものと議決したときは、研究科長は、速やかに次に掲げる事項を記載した書類を添えて、その旨を学長に報告しなければならない。

一 授与する学位

二 授与する年月日

三 博士の場合は、第5条第1項又は第2項のいずれの規定によるかの別

四 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認の結果の要旨

五 博士の場合は、論文審査及び最終試験又は学力の確認を担当した機関に関する事項

2 学位を授与できないと議決した者については、その旨を学長に報告する。

#### (学位の授与)

第16条 学長は、学位を授与すべきものと認めた者には、学位記を交付して学位を授与し、前条第2項の報告に基づき、学位を授与すべきでないと認めた者には、その旨を通知する。

2 前項の規定により、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、学位規則第12条に定める様式により文部科学大臣に報告するものとする。

#### (専攻分野の付記等)

第17条 前条第1項の規定により授与する学位には、次項に定めるものを除き、別表第1に定めるところにより専攻分野の名称を付記するものとする。

2 専門職学位課程を修了した者に対し授与する学位は、別表第2に定めるところによる。

#### (学位の名称)

第18条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「岡山大学」と付記するものとする。

#### (第5条第2項の規定に基づく学位の授与)

**第19条 第5条第2項に規定により博士の学位を受けようとする者は、所定の学位申請書に第7条第2項各号に掲げるもののほか論文審査手数料57,000円を添え、研究科長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して退学した者が、退学後1年以内に博士の論文を提出した場合には、論文審査手数料を免除することができる。**

- 2 学力の確認は、口頭試問及び筆答試問によって行い、外国語については、2種類を課するものとする。ただし、外国語について教授会が特別の事由があると認めるときは、1種類のみとすることができます。
- 3 研究科の博士課程に4年又は博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者が、大学院に再入学しないで学位の授与を受けようとするときは、第5条第2項の規定によらなければならない。ただし、退学後5年以内の者は、第5条第1項に該当する者と同等以上の学力を有する者とみなし、前項に規定する学力の確認のための試問を免除する。
- 4 既納の論文審査手数料は、返還しない。

(論文要旨等の公表)

**第20条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表するものとする。**

(学位論文の公表)

**第21条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位の授与を受ける前にすでに印刷公表しているときは、この限りでない。**

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、論文の全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。この場合学長は、その論文の全文を求めて応じて閲覧に供しなければならない。
- 3 第1項本文の場合は、「岡山大学審査学位論文」と明記しなければならない。

(学位授与の取消)

**第22条 本学において学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき又はその名誉を汚辱する行為があったときは、学長は、学士及び法務博士（専門職）については教授会、修士及び博士については教授会又は研究科委員会の議を経て学位を取消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。**

- 2 教授会及び研究科委員会が前項の規定による議決を行う場合には、第14条第2項の規定を準用する。

(学位記の様式)

**第23条 学位記の様式は、別紙様式第1から別紙様式第5のとおりとする。**

(雑則)

**第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し、必要な事項は、各学部及び各研究科において定める。**

#### 附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成17年3月31日に自然科学研究科博士前期課程（薬品科学専攻、医療薬学専攻、環境システム学専攻、環境保全工学専攻）、自然科学研究科博士後期課程及び医歯学総合研究科に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第5条第2項の規定による学位の授与で改正前の別表第1の医歯学総合研究科に係るものについては、医歯薬学総合研究科を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定にかかわらず、平成18年3月31日に薬学部及び文化科学研究科に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 第5条第2項による学位の授与で改正前の別表第1文化科学研究科に係るものについては、社会文化科学研究科を修了した者に対し学位を授与するまでの間、なお従前の例による。
- 4 第5条第2項による学位の授与で社会文化科学研究科に係るものについては、同研究科の博士後期課程を修了した者に対し学位を授与した後に、行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

別紙様式第1

学士の学位記（マッチングプログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者を除く者に授与する様式）

学 位 記	第 号
学 部 印	本籍（都道府県名）
	氏 名
	年 月 日生
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める	
年 月 日	岡山大学〇〇学部長 印
本学の卒業を認め、学士（〇〇）の学位を授与する	
大 学 印	岡山大学長 印

別紙様式第1-2

学士の学位記（マッチングプログラムコースの課程を修めて本学を卒業した者に授与する様式）

学 位 記	第 号
大 学 印	本籍（都道府県名）
	氏 名
	年 月 日生
本学マッチングプログラムコース所定の課程を修めたので、本学の卒業を認め、学士（学術）の学位を授与する	
岡山大学長 印	

別紙様式第2

学	位	記	第 号
本籍 (都道府県名)			
氏 名			
年　月　日生			
本学大学院○○研究科修士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので修士 (○○) の学位を授与する			
年　月　日	岡山大学長 <span style="float: right;">印</span>		

備考 博士前期課程を修了した者については、「修士課程」を「博士前期課程」に改め、特定の課題についての研究の成果の審査により学位の授与を受けた者については、「学位論文」を「特定の課題についての研究の成果」に改めるものとする。

別紙様式第3  
博士（課程修了）の学位記

博甲第 号	年 月 日	合格したので博士（○○）の学位を授与する	本学大学院○○研究科博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する	学 位 記	本籍（都道府県名） 氏 年 月 日生 名
----------	-------------	----------------------	---	-------------	-------------------------------------

備考 研究科において必要があると認めた場合は、研究科名の次に専攻名を加えること及び主文の次に論文題目を記載することができるものとする。

- 7 -

別紙様式第4  
博士（論文提出）の学位記

博乙第 号	年 月 日	合格したので博士（○○）の学位を授与する	本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する	学 位 記	本籍（都道府県名） 氏 年 月 日生 名
----------	-------------	----------------------	---	-------------	-------------------------------------

備考 研究科において必要があると認めた場合は、主文の次に論文題目を記載することができるものとする。

- 8 -

別紙様式第5

	学	位	記	法務博士第	号
				本籍（都道府県名）	
法務研究科印				氏	名
				年	月
				日生	
<p>本学大学院法務研究科所定の課程を修めたことを認める</p>					
	年	月	日		
	岡山大学大学院法務研究科長			印	
<p>本学大学院法務研究科の修了を認め、法務博士（専門職）の学位を授与する</p>					
	大	学	印	岡山大学長	印

別表第1（第17条第1項関係）

学位に付記する専攻分野の名称

学位	学部、研究科	専攻分野の名称
学士	文学部	文学
	教育学部	教育学又は学術
	法学部	法学
	経済学部	経済学
	理学部	理学又は学術
	医学部	医学、看護学、保健学又は学術
	歯学部	歯学
	薬学部	薬学又は創薬科学
	工学部	工学
	環境理工学部	環境理工学又は学術
	農学部	農学又は学術
修士	教育学研究科	教育学
	保健学研究科	看護学又は保健学
	社会文化科学研究科	文学、法学、経済学、経営学、文化科学又は学術
	自然科学研究科	理学、工学、農学又は学術
	環境学研究科	環境学又は学術
	医歯薬学総合研究科	医科学、歯科学、薬学又は学術
博士	社会文化科学研究科	文学、法学、経済学、文化科学又は学術
	自然科学研究科	理学、工学、農学又は学術
	環境学研究科	環境学又は学術
	保健学研究科	保健学
	医歯薬学総合研究科	医学、歯学、薬学又は学術

備考 学士の学位の専攻分野の名称中「学術」については、マッチングプログラムコースの課程を修めて卒業を認定された者を対象とする。

別表第2（第17条第2項関係）

専門職学位

学位	研究科
法務博士(専門職)	法務研究科